

まつもとてい便り

第 46 号
2019 年
1 月 1 日

連絡先 石川県健康友の会連合会
金沢北ブロック
金沢市京町 3-37 076-251-6112
代表：藤牧 渡

明けましておめでとうございます



2019 年元旦

石川県健康友の会連合会金沢北ブロック代表
「まつもとてい」代表 藤牧 渡



「まつもとてい」が出来てから 9 年目を迎えます。城北病院も現在地で新病院を建設中です。健康友の会への相談内容も変化し、お世話をするボランティアも代わりました。現在のボランティアは、それぞれ病気とたたかいながら「元気なうちは他人の役に立ちたい」と思っています。

「まつもとてい」は人権を大切にした居場所として、たくさんの方が見学に来られ、全国各地でその地域にあった居場所として発展しています。

「まつもとてい」の成果と教訓をまとめてみます。

- ①生活が困難な人に寄り添って一緒に解決する立場で取り組んできた。
- ②交流することを通して、人と人とのつながりができ、知り合いになった。
- ③学習を通して「権利」としての社会保障について学んだ。
- ④新たなつながりを広げた。特にレストラン「わたや」は多くの人を利用した。
- ⑤民医連職員は健康友の会の活動について触れ、自分の言葉で語れるようになった。

「まつもとていサロン」は毎水曜（週 1 回）100 円で利用でき、最近では 1 回 15 人～20 人程度が利用しています。5 人の人が駐車場整理に当たっています。たくさんの方からご協力を頂きながら運営して、多くの方の拠りどころになっています。

「まつもとてい」とは違った形で、支部の居場所ができ、民医連の事業所・職員も援助して、多彩な活動が生まれています。これから、民医連があらたな「まちづくり」に挑戦し、行政の力も得ながら、「安心して住めるまち」をつくっていきましょう。そのために「まつもとてい」の経験が生かされるよう願っています。

サンタクロースからプレゼント



今年のクリスマスは、12 月 19 日（水）行なわれ、27 人が参加しました。

11 時から始まり、山口修治さんの「どどいつ」は〇〇〇に当てはまる言葉を入れようというもので、「難しかった」という人が多く、次回はもっと優しいゲームにしようという要望がありました。

昼食はカレーライスで肉の提供は「カレー大好き」の K さんからありました。プレゼ

ントは「3色のタオル」(提供品)で、友の会が綺麗にプレゼント用にセットしてくれました。

サンタクロース役は急遽Fさんになり、赤い帽子と白いひげを付けて「にわかサンタ」になり、プレゼントを配りました。民医連事業所から提供してもらった2019年のカレンダーは、各自好きなものを選びました。

クリスマスなので「ケーキ」(ホテル・Yさん提供)も、食後のデザートにひと切れずつ食べて終わりました。



まつもとていサロン日程



毎週水曜日：午前10時～午後3時開いています。

場所：まつもとてい

<1.2月の主な行事>

1月9日(水)	サロン	今年初めてのサロン	
1月16日(水)	サロン	鏡開き(ぜんざいを食べよう)	
		12月議会報告(13:00~14:00)	
1月23日(水)	サロン	生活保護学習会(45回)	
2月6日(水)	サロン	節分(鬼が出る・豆まき)	
2月16日(土)		友の会新春フェスティバル	県立音楽堂交流ホール

【議会報告】恒例の報告会です。佐藤県議・森尾市議が話してくれます。何でも聞きましょう。

【鏡開き】例年、城北病院など民医連事業所の「お供え」を下げたものを材料に、「ぜんざい」を食べています。「松の内」が終わったら正月飾りを神社で焼く「左義長」が行なわれます。お下がりを食べて、今年も一年元気で過ごしましょう。

【節分】「鬼は外、福は内」：サロンは毎水曜なので、今年は2月6日(水)にひそかに行ないます。「節分をすぎているぞ」の声)鬼は誰か?



食材もらったよ!



「フードバンクいしかわ」さんを通してスギヨから「かまぼこ」をたくさん頂きました。業務用の大包装はサロンで使い、小分けできる「ちくわ」などは個人に分けました。

奇数月の提供で、次回は1月22日(火)昼頃です。

裁判中にもかかわらず又も引下げ！ 生活保護基準引下げに 29 人が「不服申請」

12 月 6 日に生活保護基準引下違憲訴訟（いのちのとりで裁判）の公判が行なわれたというのに、安倍政権は又もや生活保護基準を最大 5%引き下げるといふ暴挙をやってきました。

全国的には「1 万人が不服申請をしよう」という運動として行なわれています。石川県では今回 29 人が不服申請を行ないました。「平均」という事で、中には「変らない」「上がった」と言う人もいました。それぞれ代理人として徳田弁護士・寺越博之・森尾嘉昭・藤牧渡を選任したので、今後申請人と代理人が意見を述べる機会が設けられます。

「食事を減らさざるを得ない」「衣服を買うのを我慢するしかない」「香典を出さない」とか自衛策を考えるしかありません。昨年行なわれた「健康で文化的な生活とは？」というアンケート結果が注目されます。

12 日の「不服申請」書提出日には、マスコミは北陸中日・朝日新聞の記者が取材に来られ、中日新聞と北国新聞に記事が掲載されました。



医療福祉相談室連載

【知って得するはなし】

医療費控除の準備はお早めに！

城北病院 ソーシャルワーカー 太田 棕子

平成 30 年分の確定申告の時期が近付いてきています。医療費控除の対象となる方は、早めの準備をお勧めします。

医療費控除には、通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の二種類あります。1 年間の医療費が 10 万円を超える方（課税所得が 200 万円未満の場合は総所得の 5%）は通常の医療費控除、1 年間の市販薬購入費が 1 万 2 千円を超える場合はセルフメディケーション税制で申告をすることができますが、どちらか一方しか申告できません。

通常の医療費控除は平成 30 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの医療費を対象としています。対象となる医療費は、外来通院や訪問診療、入院にかかった医療費だけでなく、オムツ代や介護サービス費なども対象となります。オムツ代は、6 ヶ月以上寝たきりで、医師が必要と認めたという証明書が必要です。かかりつけの医師に相談しましょう。また介護サービス費は、介護老人保健施設などの入所費用、訪問看護・訪問リハビリなど医療系のサービスが対象です。いずれも領収書が必要となっています。今のうちから準備を始めましょう。

また、来年に向けて、領収書は必ず保管しておきましょう。



友の会の皆さまへ

第三期完成見学会 のお知らせ

春より開始した新病院建設の第三期工事もいよいよ引き渡しとなりました。今回、皆さまへの新病院建設第三期工事完成部分の見学会を下記のとおり開催しますので、ぜひ、ご参加ください。



**日時：1月17日(木)および24日(木)
14時～16時**



当日は新西棟1階の救急部門から2階～4階病棟の見学となります。建設委員会事務局メンバーにて誘導はじめ、各所の説明にあたります。
当日は、旧正面玄関側（新西棟時間外通用口）からお入りください。

主催者：城北病院